北剣連第 67 号
平成 30 年 6 月 5 日

各剣道連盟会長　様

一般財団法人北海道剣道連盟
会長　藤井　　稔

称号審査の候補者推薦について

来る 11 月下旬に行なわれる称号審査会にあたり、下記及び別紙要領により候補者推薦を受けます。
関係規則、要項を了知のうえ、手続き等に遺漏のないようお取計らい願います。（封筒封印、コピー添付等、確認のうえ提出してください。）
なお、特例錬士称号の推薦者に限り、先に北海道剣道連盟までお知らせください。別途推薦書をお送りします。

記

1. 称号推薦（教士・錬士）
候補者推薦書の提出期限　　平成 30 年 8 月 24 日（金）必着　　8/16　釧路締切
事務局　生駒まで

2. 推薦員会の審議
候補者推薦書に基づき、推薦の可否を審議する。

3. 称号審査
一般財団法人全日本剣道連盟称号・段位審査規則及び、一般財団法人北海道剣道連盟称号・段級審査規程による。

1. 推薦基準（受審資格）
(1) 錬士称号推薦者
ア．六段受有後 1 年を経過し、なお五段受有後 4 回以上全剣連または道剣連主催の指導者講習会を受講し、審判能力を有する者。
イ．五段受有者（受有後 10 年以上経過した者）で全剣連審査規則の第 8 条第 1 号の付与基準を満たし、五段受有後 4 回以上指導者講習会を受講し、年齢 60 歳以上の者。（特例錬士）

(2) 教士称号推薦者
ア．七段受有後 2 年を経過し、なお錬士六段受有後 4 回以上全剣連または道剣連主催の指導者講習会を受講し、指導力を有する者。

②．審査方法

(1) 錬士称号推薦者

小論文　　課題　各要項参照

字数　400 字以上 800 字以内

ア．手書による自筆（パソコン等不可）

イ．字数は**可能な限り 800 字**に近づける。

ウ．封筒（長３）の表に剣道錬士受審（居合道・杖道）と書き、裏に登録都道府県名と氏名を表記し，封印をする。

エ．道剣連審査用として、小論文のコピーを同時に提出する。

(2) 教士称号推薦者

ア．受審申請書は自筆手書による（パソコン等不可）

イ．顔写真を貼付する。

筆記試験は別紙要項を参照。

※推薦書は**道剣連規則の様式（様式集 P88 第 4 号）**と、**全剣連称号・段位様式第 4 号、第 5 号(様式集 P94・P95)**に従い個人で作成し、審査料を添えて申請すること。（特例錬士の様式は別。事前に要連絡。）

また、講習会修了書の写しを添付すること。

4．審査料

	審査料		申請剣連手数料		**道剣連払込額**
錬　士	23,760 円	－	1,500 円	＝	**22,260 円**
教　士	35,640 円	－	1,500 円	＝	**34,140 円**

剣道称号「錬士」審査会要項（受審者用）

全日本剣道連盟

1．申込対象者

(1) 剣道六段受有者で、受有後1年以上を経過(平成29年11月30日以前に取得)した者。

(2) 剣道五段受有者で、受有後10年以上を経過（平成20年11月30日以前に取得）し、かつ、年齢60歳以上の者（称号・段級位審査規則第11条2項による特例)。

2．申込方法

(1) 受審希望者は、所定の錬士受審申請書に小論文（いずれも手書きによる自筆、パソコン不可）を添え、都道府県剣連に提出する。

(2) 年齢基準は審査当日（11月27日）とする。

3．小論文の内容

(1) 課題　平成19年3月14日制定の「剣道指導の心構え」の要点を記し、それをふまえたうえでのあなたの剣道修業について述べなさい。

(2) 字数　400字以上800字以内。

(3) 用紙　400字詰め原稿用紙（市販のB4縦書き)。用紙1～4行目に表題と登録都道府県・氏名を記し、5行目2段目より書くこと。必ずボールペンまたは万年筆を使用すること。2枚の原稿用紙は右上ホッチキスで止めること。(凡例参照)

(4) 提出　封筒長3（長さが23.5cm・幅が12cm）の表に「剣道錬士受審」、裏に登録都道府県と氏名を表記のうえ封印すること。

4．申込締切　　各都道府県剣連が定めた期日

5．都道府県剣連の推薦

都道府県剣連会長は、申込者が規則第10条第1項の付与基準に該当し、かつ、実施要領の「錬士を受審しようとする者の備えるべき要件」(①～③）を満たしていると認めた場合、全剣連会長に候補者として推薦する。

6．審査の方法

(1) 小論文の審査

課題に対して適切な内容でまとめられているか、剣道に対する受け止め方と文章の表現能力等について審査を行う。

(2) 審査会による審査

小論文を採点のうえ審査会に付議して合否を決定する。

7．審査会期日　　平成30年11月27日（火）

8．審査料　　各都道府県剣連が定めた審査料

9．合格発表

審査終了後、合格者決定通知と証書を合格者の登録都道府県剣連に送付するほか、後日、全剣連月刊「剣窓」平成31年1月号および全剣連ホームページ(http://www.kendo.or.jp/)に合格者の氏名を掲載する。

10．個人情報保護法への対応

申込書に記載される個人情報（登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称号・段位、職業等）は、全日本剣道連盟および地方代表団体（各都道府県剣道連盟）が実施する本審査会運営のために利用する。なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせ公表媒体（掲示用紙、ホームページ、剣窓等）に公表することがある。更に、剣道の普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

剣道称号「教士」審査会要項（受審者用）

全日本剣道連盟

1．申込対象者

剣道錬士七段受有者で、七段受有後2年以上を経過（平成28年11月30日以前に取得）した者。

2．申込方法

(1) 受審希望者は、所定の教士受審申請書（自筆、顔写真貼付、パソコン不可）を都道府県剣連に提出する。

(2) 年齢基準は審査当日（11月27日）とする。

3．申込締切　　各都道府県剣連が定めた期日

4．都道府県剣連の推薦

都道府県剣連会長は、申込者が称号・段級位審査規則第10条第2項の付与基準に該当し、かつ、称号・段位審査実施要領の「教士を受審しようとする者の備えるべき要件」（①～③）を満たしていると認めた場合、全剣連会長に候補者として推薦する。

5．審査の方法

都道府県剣連会長から推薦のあった候補者について、日本剣道形、試合・審判、指導法、木刀による剣道基本技稽古法、称号・段位、健康・安全および剣道に関する小論文の筆記試験を行い、試験結果を審査会に提出し合否を決定する。

(1) 筆記試験日時　　平成30年11月10日（土）
　受付開始・終了　　12時30分～午後1時
　筆記試験開始・終了　　午後1時30分～午後4時30分（予定）

(2) 筆記試験会場　　東京都・愛知県・兵庫県・福岡県の4か所で実施。
　各都道府県剣連は、受審者の試験会場希望地を候補者推薦書の［教士試験会場欄］に記載すること。

東京都会場　　弘　済　会　館　4階会議室
（東京都千代田区麹町5丁目1番地）　電話　03-5276-0333

交通機関
- ●ＪＲ総武線、中央線「四谷駅」下車　麹町出口から徒歩5分
- ●地下丸ノ内線、南北線「四谷駅」下車　1番出口から徒歩5分
- ●地下有楽町線「麹町駅」下車　2番出口から徒歩5分
- ●バス 新宿西口～三宅坂、晴海埠頭～四谷「麹町5丁目」下車　徒歩1分

愛知県会場　　ウインク　あいち（愛知県産業労働センター）
（愛知県名古屋市中村区名駅4丁目4-38）　電話　052-571-6131

交通機関
- ●ＪＲ・地下鉄・名鉄・近鉄「名古屋駅」桜通口からﾐｯﾄﾞﾗﾝﾄﾞｽｸｴｱ方面　徒歩5分

兵庫県会場　　神戸市勤労会館
（神戸市中央区雲井通５丁目 1-2）　電話　078-232-1881

交通機関
●市営地下鉄・ＪＲ・阪急・阪神・ﾎﾟｰﾄﾗｲﾅｰ　各「三宮駅」から東へ徒歩５分

福岡県会場　　ＴＫＰガーデンシティ博多（アネックス）
（福岡市博多区博多駅前 4-11-18　ホテルサンライン福岡博多駅前２Ｆ）
電話　092－433-0520

交通機関
●ＪＲ・市営地下鉄「博多駅」博多口から徒歩５分
●西鉄バス　駅前４丁目バス停前

※ 試験会場に、車での来場は一切禁止とします。

(3) 試験方法については、後日、各都道府県剣連に通知と全剣連月刊「剣窓」平成 30 年９月号および全剣連ホームページ(http://www.kendo.or.jp/)に掲載する。
(4) 試験会場への携行品・筆記具（鉛筆またはシャープペンシル、消しゴム）
(5) 審査会期日　　平成 30 年 11 月 27 日（火）

６．審査料　　各都道府県剣連が定めた審査料

７．合格発表
審査終了後、合格者決定通知と証書を合格者の登録都道府県剣連に送付するほか、後日、全剣連月刊「剣窓」平成 31 年１月号および全剣連ホームページ(http://www.kendo.or.jp/)に合格者の氏名を掲載する。

８．個人情報保護法への対応
申込書に記載される個人情報（登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称号・段位、職業等）は、全日本剣道連盟および地方代表団体（各都道府県剣道連盟）が実施する本審査会運営のために利用する。なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせ公表媒体（掲示用紙、ホームページ、剣窓等）に公表することがある。更に、剣道の普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

９．注意事項
受審者が不正行為をした場合、試験官はその行為を確認のうえ、試験会場より退場してもらうことがある。また、解答を教えた者、見せた者も同様とする。